渋谷区立上原中学校 P T A 個人情報取扱方針

(目的)

第1条 この個人情報取扱方針は、上原中学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求・管理業務のための連絡
- (2) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (3) 行事・委員会・地区活動など各種本会活動のための連絡
- (4) 本会活動に必要なアンケートフォーム、文書等の送付
- (5) その他、会員に事前に同意をいただいた目的

(個人情報の取得)

第5条 本会は、個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

- 2 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面、又は電子データで提出された次の事項とする。
- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) Eメールアドレス
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

3 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。 ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除対象から除くものとする。

(管理)

第7条 個人情報の管理者は、PTA会長とする。

- 2 個人情報の取扱者は、PTA執行部役員及び管理者が指定した当会会員とする。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管する。

- 2 個人情報は、紙媒体は施錠保管、電子データはアクセス権を制限するなど情報漏洩対策を講じて保管する。
- 3 個人情報を取り扱う電子機器等については、適宜、適切な情報漏洩対策を講じるものとする。

(第三者提供の制限)

第9条 個人情報は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難 であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供 したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 管理者、及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 管理者、及び取扱者は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、 法令に沿ってこれに応じる。

2 本会が保有する個人情報データの開示請求を会員が行う場合、電子記録媒体での受け渡し、Eメールでの送信、書面での郵送など開示方法は会員本人が指定できるものとする。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に 報告する。

2 漏えい等が発生した場合、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態については、本人への通知を行うものとする。

(苦情の処理)

第15条 管理者、及び取扱者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(問い合わせ)

第 1 6条 本会にて取り扱う個人情報の取扱いに関しては、PTA執行部が指定するEメールにて、個人情報の管理者であるPTA会長宛に問い合わせるものとする。

附則

本取扱方針は、2022年7月2日より施行する。

なお、この取扱方針は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会の役員によって構成される役員会で 協議・検討し、実行委員会の承認を得た上で、改定することができる。

取扱方改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとす